

別紙3

平成30年度扶養状況再確認調査（検認）に関するQ&A

■ 扶養状況再確認調査(検認)の目的について

Q 1 なぜ被扶養者に関する扶養状況の再確認調査（検認）を行うのですか？

A 1 健康保険組合は、法令と厚生労働省通知等により、被扶養者については、認定後も扶養状況の確認を行うこととなっています。届出漏れにより、被扶養者として該当しない人を認定し続けていたケースなどがよく見受けられます。
本来該当しない人を被扶養者に認定してしまうことは健保財政に大きな影響を与え、将来的には保険料の引き上げにもつながることになるからです。

Q 2 「健康保険被扶養者調書」を提出しなかった場合は、どうなりますか？

A 2 提出期限までに所属事業所の健康保険事務担当者までにご提出がない場合は、**平成30年11月1日付**で被扶養者の資格を喪失させていただきます。

■ 「健康保険被扶養者調書」について

Q 1 「健康保険被扶養者調書」にすでに就職により勤務先から保険証が発行されている妻が記載されています。どうしたらよいでしょうか？

A 1 「健康保険被扶養者調書」の備考欄に削除する理由と年月日を赤字で記入し、被扶養者氏名を赤＝線で抹消して提出してください。

なお、下記の①～③の書類をすみやかに会社の健康保険事務担当者に提出してください。

①「被扶養者（異動）届」＋「被扶養者認定・削除通知書」

【健康保険組合HPからダウンロードできます】

②「現在お持ちの奥様の保険証」

③「就職先で発行された奥様の保険証のコピー」または

「就職先で発行された奥様の健康保険の資格取得証明書」

Q 2 配布された「健康保険被扶養者調書」を紛失してしまいました。どうすればよいですか？

A 2 当健康保険組合までご連絡ください。再送いたします。
なお、紛失された状況を詳しく確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

Q 3 長女が近々就職する予定ですが、「健康保険被扶養者調書」の提出は必要ですか？

A 3 「健康保険被扶養者調書」の提出期限前（平成30年9月28日）迄に就職等により被扶養者から削除される場合は、「健康保険被扶養者調書」の備考欄に平成30年〇月〇日就職予定と赤字で記入し、被扶養者氏名を赤＝線で抹消して提出してください。その際、証明書類の提出は不要です。

なお、後日、下記①～③の書類を会社の健康保険事務担当者に提出してください。

①「被扶養者（異動）届」＋「被扶養者認定・削除通知書」

【健康保険組合HPからダウンロードできます】

②「現在お持ちの長女の方の保険証」

③「就職先で発行された長女の方の保険証のコピー」または

「就職先で発行された長女の方の健康保険の資格取得証明書」

Q 4 「健康保険被扶養者調書」に記載されている住所やフリガナが間違っていますが、どうすればよいですか？

A 4 誤りがある箇所を赤＝線を引き訂正してください。なお、氏名訂正届、住所変更届などの会社への提出は不要です。

■ 証明書類について

Q 1 所得証明書（非課税証明書、課税証明書）は、どこで入手できますか？

A 1 平成30年1月1日時点で住民登録されている市区町村役所にて入手できます。

- Q 2 所得証明書（非課税証明書）に何も記載がありませんが、証明書として問題ありませんか？
- A 2 収入がない場合、非課税証明書としてアスタリスクのみの証明書が発行される場合がありますが、0でも金額が記載されたものを発行するよう依頼してください。
やむをえず金額記載のない非課税証明書しか発行されない場合は、それでも可とします。
- Q 3 昨年、海外に居住していたため、非課税証明書が発行されませんが、何を提出したらいいのでしょうか？
- A 3 「健康保険被扶養者調書」の備考欄に「平成〇〇年〇月〇日まで海外居住」と赤字で記載し、住民票を提出してください。
なお、住民票は発行日から3ヶ月以内のもので、生年月日、続柄を省略していませんものとなります。
- Q 4 妻が昨年の12月に勤務先を退職し、その後扶養家族となり、現在は収入がありません。所得証明書を取ると収入金額が載ってきますが、よろしいのでしょうか？
- A 4 所得証明書として平成30年度課税証明書の提出をお願いします。「健康保険被扶養者調書」の職業欄は「無職」と記入し、備考欄に「平成29年12月〇〇日退職」と記入してください。
- Q 5 長男が現在アルバイトをしています。証明書類として、源泉徴収票の写しではだめでしょうか？
- A 5 源泉徴収票では、「現在の収入額」を正確に確認できません。
申し訳ありませんが、別紙2「健康保険被扶養者調書」に添付する証明書類でご案内させていただいている通り、直近3ヶ月分(平成30年6月～8月)の給与明細書の写し(通勤手当の支給額が記載されたもの)の提出をお願いします。
- Q 6 直近3ヶ月(平成30年6月～8月)の給与明細書の提出が必要ということだが、原本を提出しないとダメですか？
- A 6 給与明細書の写しで結構です。
なお、給与明細書の写しは、給与支払者と給与支払先が記載されているものの提出が必要です。
また、給与明細書の写しは、支払月のものを提出してください。
- Q 7 直近3ヶ月(平成30年6月～8月)の給与明細書の写しの提出が必要だということだが、7月分給与明細書を紛失してしまいました。どうしたらよいのでしょうか？
- A 7 5月・6月・8月の3ヶ月分または6月・8月・9月など3ヶ月分の給与明細書の写しを提出してください。
- Q 8 妻が最近パートで働くようになりました。証明書類は、何を提出すればよいのでしょうか？
- A 8 パートで働き出した月から3ヶ月間の給与明細書の写し(通勤手当の支給額が記載されたもの)を提出してください。
「健康保険被扶養者調書」の提出期日(平成30年9月28日)に間に合わないときは、後日、給与明細書を3ヶ月間毎月提出していただきますようお願いします。
- Q 9 年金振込通知書や年金額改定通知書を紛失してしまいました。どうすればよいのでしょうか？
- A 9 年金の保険者等(年金事務所、共済組合、厚生年金基金等)にお問合せいただき、再交付の手続きをお取りください。
- Q 10 妻が自営業をしています。「所得証明書(課税証明書)」に営業所得等の記載があれば、「確定申告書の写し」と「収支内訳書の写し」の提出は不要ですか？
- A 10 自営業等の事業収入のある方は、総収入から当健康保険組合が認めた必要最低限の経費を差し引いた金額で判断しますので、「所得証明書(課税証明書)」の他に、「確定申告書の写し」と「収支内訳書の写し」の提出が必要です。

■ 被扶養者の収入について

- Q 1 パート、アルバイトによる給与収入がある場合は、総支給額(税金等控除前)と手取り額(税金等控除後)のどちらで判断しますか？
- A 1 総支給額(税金等控除前)で判断します。総支給額には、賞与、通勤手当なども含まれます。

- Q 2 被扶養者認定に当たっての収入要件として、年収130万円（月収108,334円）未満であることと聞いていますが、妻の直近3ヶ月の平均給与収入が110,000円あります。扶養から外れることになりますか？
- A 2 原則として、平成30年11月1日で削除となります。ただし、一時的に収入が多い期間で年間を通じて130万円未満におさまるように調整して働いている場合は、直近3ヶ月分（平成30年6月～8月）の給与明細書の写しの他に、平成30年1月～12月分の「給与支払・見込証明書（通勤手当の支給額を含む）」を奥様の勤務先に依頼して、提出してください。
- Q 3 所得証明書【課税（非課税）証明書】に記載されない「遺族年金」や「障害年金」も収入となりますか？
- A 3 「遺族年金」や「障害年金」については、税法上は非課税となりますが、健康保険の被扶養者になるための収入の範囲には含まれます。
受給している場合は、「直近の年金振込通知書の写し」または「年金額改定通知書の写し」を提出してください。

■ 送金証明について

- Q 1 仕送り額（送金額）は、いくら必要なのでしょうか？
- A 1 当健康保険組合は、扶養家族1人について、被保険者からの仕送り額（送金額）が対象扶養家族の収入以上でかつ1ヶ月7万円以上としています。
- Q 2 別居している母への仕送りを手渡しでしていました。直近3ヶ月間の仕送り証明がありません。どうすればよいのでしょうか？
- A 2 別居の場合、被保険者が経済的扶養をしている事実—毎月継続して送金している—を確認するため、手渡しによる仕送りは認めていません。
今月より3ヶ月以上の「銀行等の振込」、「現金書留での郵送」の実績を作り、証明書を3ヶ月間毎月提出してください。
また、「健康保険被扶養者調書」の余白に【〇月まで生活費〇〇円を現金手渡し。〇月より銀行振込（現金書留で郵送）に変更。随時送金証明書を提出予定】と記入してください。

■ その他

- Q 1 別紙2「健康保険被扶養者調書」に添付する証明書類に掲載されている書類以外の書類を求められることはありますか？
- A 1 審査状況によっては、追加で他の書類の提出を求めることもあります。
調査対象者について、証明書類一覧に掲載されている書類をご提出いただき、後日、健康保険組合から追加書類提出のお願いをする場合は、ご協力をお願いします。
- Q 2 証明書類の提出が提出期限まで間に合いそうにもありません。どうしたらよいのでしょうか？
- A 2 提出期限にどうしても間に合わない場合は、「健康保険被扶養者調書」の備考欄に「〇月△日までに証明書類提出予定」と記入して調査票を提出し、入手後速やかに提出してください。
最終的に証明書類をご提出いただけない場合には被扶養者から外れていただくこととなりますのでご注意ください。
- Q 3 配偶者（夫）、学生以外の子女に対して「被扶養者現況報告書」を提出させる理由は？
- A 3 ①健康問題などやむを得ない理由がなく、就労可能な状況にあるにもかかわらず、就労していない18歳以上の子女・孫・弟妹・兄姉、②求職活動中の子女及び配偶者（夫）などに対して、検認を厳格に行うためです。
なお、就労していない方のうち、再就職を計画していない配偶者（妻）および満60歳以上の父母・祖父母で、被保険者に生計を依存する場合は、「被扶養者現況報告書」の提出は依頼しません。